里親月間及び児童虐待防止推進月間について

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

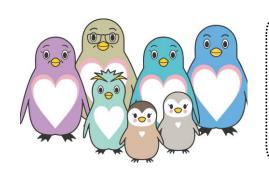
子どもの健やかな成長を支える里親制度、児童虐待の防止を推進し、地域全体で子どもを見守っていきます。

1 里親月間(毎年10月、11月)

様々な理由により親元で暮らすことのできない子どもは、都内に約4,000人います。こうした子どもを自らの家庭に迎え入れ、家庭的な環境で育てるのが「里親」です。東京都では、里親制度について理解と関心を深めていただくため、毎年10月と11月を「里親月間」としています。

*今後、区が児童相談所を設置した際には、現在都が所管する里親に関する事務を区が実施することになります。

東京都里親制度普及啓発キャラクター「さとぺん・ファミリー」



ペンギンは子煩悩な動物で、オスとメス、群れで協力してヒナを守り、子育でをします。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親制度においても、里親や社会が手を取り合いながら子育でをしていくこと、里親がごく普通のこととして受け入れられるような社会になるようにという願いが込められています。

=令和3年度の取組み=

- ・区報 10 月 21 日号掲載 ・ホームページ掲載 ・ポスター掲示 ・チラシの配布
- ・デジタルサイネージテロップ放送 ・グランデュオ蒲田東西連絡通路での啓発(予定)

2 児童虐待防止推進月間(毎年11月)

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

また、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、毎年標語を定めています。

令和3年度標語 『189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から』

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

児童虐待防止運動のシンボル オレンジリボンマーク

=令和3年度の取組み=

- ・子ども家庭支援センターパンフレット、啓発クリアファイル等の配布(小学校3年生)
- ・区報10月21日号、11月11日号掲載 ・横断幕、懸垂幕の掲出 ・ポスター掲示 他



発行:大田区 編集:広聴広報課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 25 5744 - 1111(R) Z3 5744-1503

HP https://www.city.ota.tokyo.jp/ LINE @otacity Twitter @city_ota

「子どもと楽しく過ごしたい」と思っていても、思 いどおりにいかず、心と時間にゆとりがなくなるこ ともありますよね。子どもを健やかに育むために、 子どもの気持ちに寄り添った関わり方を考えてみま せんか。



ろどもの前でけんかはやめましょう

鏡がけんかをしている姿を見ることは、子どもにとって饰く悲 しい気持ちになるだけでなく、子ども自身が「自分のせいかな?」 と思うこともあります。暴言は見聞きするだけで脳の発達に深刻 な影響を及ぼします。

イライラしたらワールダウン

イライラを落ち着かせる自分なりの方法を見つけましょう。外の 風にあたったり、深呼吸したり、冷たい水を飲むだけでもいいですね。

子どもの気持ちに寄り添いましょう

2歳ごろから始まる「イヤイヤ」は成長の歴し。まずは子どもの

気持ちを受け止めることで、子どもは気持ちや行動を切り替え

やすくなります。その場から移動するなど、興味の方向を変え

具体的な言葉をかけましょう

「たたく」「怒鳴る」などの方法は、恐怖で子どもをコント ロールしているだけで、子どもはなぜ叱られたのか理解で きないこともあります。視線を合わせ、落ち着いた声で具 体的に伝えましょう。

◎「おもちゃを片付けなさい」→「箱にミニカーを入れてね」 ●「走らないで」→「歩こうね」

できたときは結果だけでなく、その頑張りを褒めること で、うれしさや自己肯定感も育まれます。手本を見せたり、 一緒にしたりするのもよいですね。



てもいいでしょう。

子どもはできることが急に増えるなど成長が早いですね。 子どもに起こる事故は、大人用ベッドからの転落やたばこ、 おもちゃの部品などの誤飲が多いです。子どもの年齢や発 連段階に合わせ、安全な環境づくりをしましょう。







つらいと思ったらSOS

「子ども家庭支援センター」では、子どもの健やかな成長のために 子育てを総合的に応援しています。 育児の負担を1人で抱え込まず、 誰かに話すことも大切です。一緒に対処法を考えていきましょう。

1人で悩まず相談ダイヤル

☎ 5753-7830

月~金曜 午前9時~午後6時 土曜 午前9時30分~午後6時





見逃さないで!子どものSOS

子どもや親の気になる姿を見かけたら、相談機関へご連絡ください。 その行動が子どもと親を扱うきっかけになるかもしれません。

児童虐待通報専用電話

☎5753-9924

月一金曜 午前8時30分~午後6時 土曜 午前9時30分~午後6時





《Tokyo型刷ナビロ 10・11月は コチラ 里親月間





189(いちはやく) 「だれか」じゃなくて「あなた」から 児童虐待防止推進月間 児童相談所虐待対応ダイヤル ☆189